

# 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	R 8 和歌山河川国道事務所管内不動産鑑定評価業務（その1）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長 小谷 哲也 和歌山県和歌山市西汀丁16
契約締結日	令和 8年 5月 7日
契約の相手方の氏名及び住所	有限会社アトラス鑑定 和歌山県和歌山市西汀丁17番地ロジェ汀内
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥229,900-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥229,900-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	年間予定額 3,594,800円（単価契約）

特例政令等の該当	
該当	CPC 番号
非該当	

### 随意契約理由書

1. 業務名

R 8 和歌山河川国道事務所管内不動産鑑定評価業務（その1）

2. 業者名

有限会社 アトラス鑑定

3. 契約理由

本業務は、令和8年度の和歌山河川国道事務所管内における標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見地等を含む）の作成並びにこれらに付随する諸業務である。

本業務の契約方式は、和歌山河川国道事務所管内不動産鑑定評価業務（その1）及び和歌山河川国道事務所管内不動産鑑定評価業務（その2）に関する企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方をそれぞれ特定する企画競争方式である。

参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に3者から説明書等の交付依頼があり、3者から企画提案書の提出があった。

提出された企画提案書を評価した結果、上記業者の提案が他社に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。

4. 適用法令

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号

推薦者 官職 和歌山河川国道事務所  
用地課長  
氏名 稲垣 尚英